社会保険労務士法人 Amatria
事務所だより
2024 年 8 月号

Aug. 2024 | 8

マイナ保険証への移行についての Q&A

注目トピックス

01｜マイナ保険証への移行についての Q&A

2024 年 12 月 2 日以降、新規の健康保険証発行が終了となり、マイナ保険証へ移行されます。移行に伴い企業担当者が注意すべきポイントを Q&A 方式で解説します。

特集

02｜2024 年 11 月 1 日施行のフリーランス新法について

働き方の多様化によりフリーランスで働く人が増えていることを受けて、2024 年 11 月からフリーランスに関する法律が施行されることになりました。概要について解説します。

03｜最低賃金 50 円上げに備えるために

厚生労働省の中央最低賃金審議会が 2024 年度の最低賃金引き上げの議論を始めており、一部で 50 円引き上げの可能性も報道されています。最低賃金の上昇に対する企業対応を考察します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04｜生きのびるための事務（マガジンハウス）

芸術家でも誰でも、事務作業を疎かにしては何も成し遂げられない。夢を現実にするたった一つの技術、それが「事務」だと解説する本書。「自分に自信がない」「やりたいことが続かない」「悩んで行動に移せない」などを解決する事務の本質とはどのようなものなのでしょうか。

社会保険労務士法人 Amatria より

05｜お問い合わせについて

経営診断ツール

06｜フリーランスへの委託契約チェックシート

マイナ保険証への移行についてのQ＆A

2024 年 12 月 2 日以降、新規の健康保険証発行が終了となり、マイナ保険証へ移行されます。移行に伴い企業担当者が注意すべきポイントを Q&A 方式で解説します。

はじめに

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、2024 年 12 月 2 日以降新規に健康保険証は発行されなくなることが決定しています。この移行にあたり企業担当者が注意すべきポイントを以下Q&A方式で解説します。

Q. 従来の健康保険証は使えなくなるのか？

A. 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大 1 年間従来通り使用できます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない場合には、「資格確認書※」を用いて医療機関等を受診できます。

※マイナンバーカードを持っていない人に対して保険者が交付する書面

Q. マイナンバーカードを作成していない場合でも医療機関で受診が可能か？

A. 可能です。前述の通り「発行済みの健康保険証」または「資格確認書」を使って受診できます。ただし、発行済みの健康保険証については、以下の期日まで利用できるとされています。

2025 年 12 月 1 日以前の有効期限の記載がある保険証	その期日まで
有効期限の記載がない保険証	2025 年 12 月 1 日まで

Q. マイナンバーカードを持っていれば保険証の代わりになるのか？

A. いいえ、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。具体的な申し込み方法は、①医療機関で顔認証つきカードリーダーから申し込む、②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンからマイナポータルアプリを取得し、アプリ上で申し込む、③セブン銀行 ATM で「マイナンバーカードでの手続き→健康保険証利用の申込み」の順で手続きをする、のいずれかです。手続きは任意の時期に行えます。

Q. マイナ保険証に変更するメリットは？

A. デジタル化が進むと特定健診や診療の情報、薬の情報が本人の同意の元で医師・薬剤師と共有され、より良い医療につながるとされています。また、マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単となる、「限度額適用認定証」の発行が省略できるなどの利便性向上も期待されています。

Q. マイナ保険証に変更しないことのデメリットは？

A. マイナ保険証を使用しない場合、初診・再診の医療費が少し高くなるというデメリットがあります（下記表を参照）。

	初診	再診	調剤
マイナ保険証を利用	10 円	10 円	10 円
従来の保険証を利用	30 円	20 円	30 円

※患者負担は上記金額の 2 割から 3 割

Q. その他マイナ保険証に関してどんな動きがある？

A. 協会けんぽでは、2024 年 9 月以降、すべての加入者に対し、加入者自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを行えるよう、「資格情報のお知らせ」とマイナンバーの下 4 桁が記された加入者情報を会社宛に送付するとしています。

このお知らせは、従来の保険証に記載されている保険証の番号、氏名、フリガナ、生年月日、保険者情報などが記載されているもので、オンライン資格確認システムを導入していない医療機関での受診や、傷病手当金など給付金申請の際に使用しますので、届いたら各被保険者等に配布してください。

社会保険労務士法人 Amatria

2024年11月1日施行のフリーランス新法について

働き方の多様化によりフリーランスで働く人が増えていることを受けて、2024 年 11 月からフリーランスに関する法律が施行されることになりました。

はじめに

働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及してきました。フリーランスは労働者でなく取引業者として業務委託を受ける形態で働きますが、しばしば交渉力が弱い立場になり、報酬未払いや遅延、ハラスメントなど不当な扱いが問題となっています。これらの背景もあり、この度 11 月から特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス新法）が施行されることになりました。

フリーランス新法の対象

この法律は、業務委託事業者（いわゆる発注側の会社）と特定受託事業者（いわゆるフリーランス）との間の業務委託にかかる取引に対して適用されます。つまり、いわゆる B to B の委託取引のみが対象で、フリーランスと一般消費者との間の取引は対象外です。

また、週 20 時間以上かつ継続して 31 日以上の雇用が見込まれる従業員を使用しているフリーランスはこの法律の適用対象外となります。わかりやすくいうと、「1 人か、たまに臨時のアルバイトを雇う程度のフリーランス（個人事業主または一人社長の会社）の行う B to B 取引」がこの法律の対象となります。

発注側企業の義務

この法律において、発注側企業側は書面またはメール等による取引条件の明示をしなければなりません。
また、従業員等を雇用し組織的に運営している発注側企業（**特定業務委託事業者**といいます）は、フリーランスとの交渉力の差を踏まえて、期日における報酬支払い、募集情報の的確表示、ハラスメント対策等の義務が課されます。

さらに 1 ヶ月以上の業務委託である場合は報酬の減額や受領拒否などをしてはならないなど「禁止行為」が定められています。委託期間が 6 ヶ月以上である場合には上記に加えて「育児介護などの配慮」や「中途解除の場合の予告・理由開示義務」などが課せられています。

取引条件の明示義務の内容

明示すべき事項としては、「当事者の商号、名称など」「委託日」「仕事内容」「期限・場所」「検査完了日」「報酬額・支払い期日・支払い方法」等が定められています。
契約時点で未定事項がある場合は、未定となる理由や明示予定期日を示し、内容が決まったら改めて補充の明示をしなければなりません。

期日における報酬支払義務

特定業務委託事業者は、発注した物品の受領日から 60 日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払い期日を定めてそれまでに支払わなければならないとされます。
また、再委託の場合は元委託支払い期日から 30 日以内のできる限り短い期間内で定めることができるとされています。

1 ヶ月以上の業務委託の禁止行為等

特定受託事業者との 1 ヶ月以上の業務委託に関して、①受領拒否②報酬の減額③返品④買いたたき⑤購入・利用の強制（無理やり買わせるなど）等が禁止されます。
また、ハラスメント対策（方針策定や相談窓口の設置など）も義務化されます。

中途解除等の事前予告/理由開示義務

特定業務委託事業者は、6 ヶ月以上の期間行う業務委託を中途解除したり、更新したりしない場合には、少なくとも 30 日前までに予告をしなければなりません。また、中途解除や不更新の理由の開示を請求された場合には開示義務があります。フリーランスにも労働法の解雇制限に準じた保護をしていく方向でしょう。

社会保険労務士法人 Amatria

最低賃金 50 円上げに備えるために

中央最低賃金審議会が 2024 年度の最低賃金引き上げの議論を始めており、一部で 50 円引き上げの可能性も報道されています。最低賃金上昇への対応を考察します。

はじめに

最低賃金は毎年 10 月頃、厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が発表する目安をもとに各都道府県ごとに決められますが、今年は引き続く物価高や為替の影響から 50 円規模の大幅な上昇が議論されているようです。最低賃金上昇の推移から今後の予測をするとともに、企業対応のポイントについて解説します。

過去 10 年の最低賃金の推移

全国平均および主要都市の最低賃金の推移は以下のグラフのようになっており、上昇傾向が続いています。

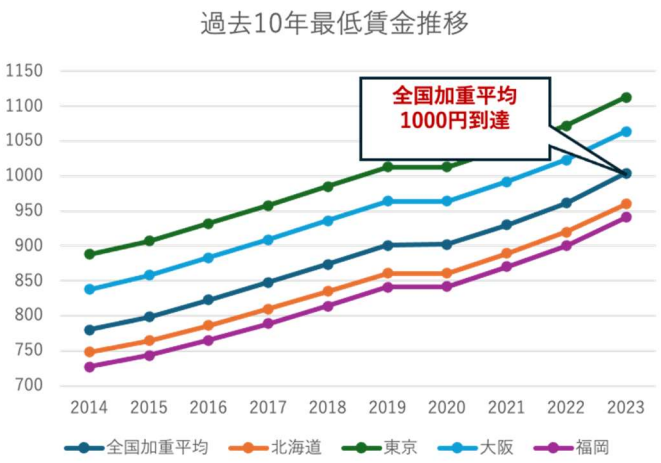

昨年の最低賃金改定時に、全国加重平均が 1,000 円に到達したことが話題になりましたが、先進諸外国と比較して名目賃金（物価変動を考慮しない自国通貨による賃金）が上昇していないことや、為替の影響などにより、さらなる賃金上昇が必要であるとの見方が強いようです。

最低賃金はどこまで上がるのか

現政権が昨年発表した情報によると、**2030 年代半ばまでに最低賃金（全国加重平均額）を 1,500 円とする目標**が表明されています。仮に 10 年後にこの目標を達成するためには、毎年 50 円単位の上昇が必要になります。

対策 1：売上を上げる

最低賃金ギリギリで雇用をする場合で、売上対比人件費率が 30%のビジネスという前提で簡易的にシミュレーションしてみると、売上対比人件費率を維持するためには毎年 5%程度の売上アップ等が必要と試算できます。つまり、売値を上げる、販売数を増やすといった対策が必要であると言えるでしょう。

最低賃金上昇に合わせた必要売上額の簡易試算表

最低賃金	1,004	1,054	1,104	1,154	1,204
1 人月収	171	179	188	196	205
1 人年収	2,748	2,885	3,022	3,158	3,295
必要売上	9,160	9,616	10,072	10,528	10,984
上昇率		105%	105%	105%	104%

※最低賃金以外の数値の単位は千円。年収は月収*14*1.15、必要売上は 1 人年収/0.3 で試算。下記表も同様。

対策 2：人件費上昇を抑制する

売上を維持し、かつ人件費上昇を抑えるためには、およそ 4～5%ずつ労働時間を抑制するなどの方策をとる必要があると試算できます。さらなる残業時間の抑制や、生産性向上などの工夫が求められるでしょう。

最低賃金	1,004	1,054	1,104	1,154	1,204
1 人月収※	171	171	171	171	171
年収	2,748	2,748	2,748	2,748	2,748
必要売上	9,160	9,160	9,160	9,160	9,160
労働時間比	100%	95%	90%	87%	83%

※最低賃金が上昇するのに月収を変えないためには、労働時間の抑制等が必要となる。

いずれにせよ、「最低賃金上昇の傾向は向こう 10 年は続く」という前提で先を見据えた労務管理体制を検討する方が良いでしょう。

社会保険労務士法人 Amatria

生きのびるための事務

坂口恭平（著）

単行本：224 ページ
出　版：マガジンハウス
価　格：1,760 円（税込）

はじめに

「事務」というワードで皆さんが想像するイメージはどのようなものでしょうか？作家、アーティスト、建築家として活躍する坂口恭平氏による本書は、「事務とは夢を現実にするたった一つの技術」であると主人公と「ジム」という名前のキャラクターによる漫画で解説しています。

そもそも事務とはなにか？

企業における事務と聞くとパソコンを使った帳票作成やデータ入力、営業資料作成のようなものを想像するかもしれません。広義で言えばそれも事務の一つだといえますが、筆者が説明する事務とは大きく分けて下記の 2 つです。

- スケジュール管理
- お金の管理

人ひとりが 1 ヶ月使っているお金を知り、生活費の中で削れるもの削るといくらあれば生活できるかを知ることができます。会社も全く同じで、こういった現在の量を知り、それを整えることは全て事務だといえます。

現状と「将来の現実」

作中に主人公とジムはスケジュールの話になり、1 日の時間の使い方を円グラフで書いていきます。大学を卒業して就職していない状況なので「読書」「外出」「絵を書く」「ぶらぶらする」「音楽を聞く」などが主な活動です。

ジムが「10 年後の 1 日の時間の使い方」で同じ円グラフを作るようにいいます。すると将来の夢をもとに書かれた項目として「執筆」「絵を書く」「作曲」「依頼仕事」などが書かれ、その比較から作者が事務の効果について理解を深める姿が描かれています。

«将来の夢»の前に«将来の現実»があるんだから、«将来の現実»も分からないまま夢ばっかり追いかけてたから、ふわふわして何も手につかないし、路頭に迷っていたわけね。

事務は将来の現実を具体化すること

人間が持つ抽象的なイメージは新たな技術やサービスを生み出す源泉です。そして事務とはそういった抽象的なイメージを数字や文字に置き換えて具体的な計画や値にする技術だとジムはいいます。

作中でも主人公の現状と 10 年後の時間の使い方には当然のように乖離がありました。将来の現実を実現するために現状でやっていない「執筆」をはじめるようにジムは主人公にいいます。今やっていない「やり方」を実践していくことが導入しやすいポイントだと解説しています。

上手くいく人は、うまくいくことしかしません。簡単なことです。«上手くいく»とは、ただ«やり方が合っていた»ということだけなんです。

そう考えると職場における事務も企業の目標やミッション（将来の現実）を実現するための業務だといえるかもしれません。

本書はクリエイターである著者の作品であるために、著作物ができるまでの物語になっていますが、それ以外の仕事に携わっている方でも大きな気づきをもたらせてくれる内容になっています。

自分に自身が持てない、あるいは人からの評価を気にしすぎてしまうなどの悩みを抱えるビジネスパーソンに読んで欲しい一冊です。

当事務所からのお知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか？
来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人 Amatria	
代表	東 智春
所在地	〒145-0065 東京都大田区東雪谷 1-2-12
営業時間	平日 9:00～18:00
電話	03-3727-7777
FAX	03-3727-7775
メール	info@amatria.net

フリーランスへの委託契約チェックシート

2024 年版チェックシート

フリーランス新法の施行を前に、フリーランスへの委託契約のリスクを確認するためのチェックシートです。

チェック項目

No	チェック項目	YES	NO
1	フリーランス、業務委託契約、ギグワーカー、クラウドワーカーとの取引がありますか？		
2	フリーランス以外に一般の労働者も雇用していますか？		
3	1、2 で Yes の場合、両者の取り扱いにどのような違いを設けていますか？次の中から該当するものを選択してください ☐ 報酬形態（時給や月給と出来高払いなど）　☐ 勤務時間、休日　☐ 福利厚生　☐ 勤怠管理方法 ☐ 社内イベントへの参加資格の有無　☐ 仕事道具の貸与の有無　☐ その他（　　）		
4	フリーランスとの間に業務委託契約書を締結していますか？		
5	フリーランスへの支払いが納品から 2 ヶ月を超えることがありますか？		
6	フリーランスとの契約を解除する予定がありますか？		
7	フリーランスからの苦情などの相談窓口を設置していますか？		
8	フリーランスに対するハラスメント対策をしていますか？		
9	その他、フリーランスとの契約に関連して相談がありましたら記載してください （　　）		

FAX のご返送は　03-3727-7775　まで

貴社名		ご担当者名	
ご住所		E-mail	
TEL		ご要望を お書きください	
FAX			

社会保険労務士法人 Amatria